

令和6年度 大田市職員採用試験（通年採用） 試験案内

1. 職種、採用予定人員、職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
土 木 技 師	若干名	市の機関に勤務し、道路、上・下水道等の土木工事の設計、監督及び都市計画などの街づくりに関する土木の専門的業務及び一般行政事務に従事します。
建 築 技 師	若干名	市の機関に勤務し、施設の設計・監督、建築物等の確認及び検査、都市計画などの街づくりに関する建築の専門的業務及び一般行政事務に従事します。

※「土木技師」「建築技師」の試験区分で採用された場合でも、市政に関する幅広い知識を習得し、職務能力を向上させるために、一般行政事務に従事します。

2. 試験区分、受験資格（※いずれも学歴は問いません。）

試験区分	受験資格（年齢は令和7年4月1日現在）
土木技師A （公務員経験者）	昭和49年4月2日以降に生まれた人（ 50歳以下の人 ）で、国又は地方公共団体における職務経験（土木工事などの設計又は監督業務）が直近5年間のうち3年間以上ある人 ※職務経験とは、国家公務員又は地方公務員の正規職員として1年以上継続して従事していた期間が該当する。
土木技師B （有資格者）	昭和59年4月2日以降に生まれた人（ 40歳以下の人 ）で、1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する人
土木技師C （民間等経験者）	昭和59年4月2日以降に生まれた人（ 40歳以下の人 ）で、民間企業、自営業等における職務経験（土木工事などの設計又は施工管理業務）が直近5年間のうち3年間以上ある人 ※職務経験とは、同一の事業所に週30時間以上の勤務を1年以上継続して従事していた期間が該当する。
建築技師A （公務員経験者）	昭和49年4月2日以降に生まれた人（ 50歳以下の人 ）で、国又は地方公共団体における職務経験（建築工事などの設計又は監督業務）が直近5年間のうち3年間以上ある人 ※職務経験とは、国家公務員又は地方公務員の正規職員として1年以上継続して従事していた期間が該当する。
建築技師B （有資格者）	昭和59年4月2日以降に生まれた人（ 40歳以下の人 ）で、1級又は2級建築士の資格を有する人

※職務経験について

- 直近5年間とは、令和元年4月1日から令和6年3月31日までの期間となる。
- 職務経験が複数ある場合は、通算することができる。
- 休暇、休業、退職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することはできない。
- 職務経験は、月単位で算定する。従事期間が1月未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとする。

※次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) 大田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

※日本国籍を有しない人（永住者又は特別永住者に限る）も受験できます。

受験申し込みの際は在留カードの写しなど、在留資格を証する書類の提出が必要です。なお、日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

3. 試験科目、試験内容、試験会場

試験科目	試験内容	試験会場
S P I 3 - G	基礎能力検査及び性格検査を行います。	大田市役所
面接試験	職務遂行能力等について個別面接による試験を行います。 ※面接にあたり、面接カード及び専門性確認シートを提出いただきます。詳細は別途お知らせします。	

4. 受付から採用まで

受付期間	試験日	合格発表	採用予定日
各月20日で締切	受付月の 翌月中旬～下旬	試験日の 翌月上旬～中旬	合格発表の翌々月 各月の1日付
例：6月20日	例：7月20日	例：8月10日	例：10月1日

- (1) 郵便で試験申込書を請求する場合は、封筒の表に「大田市職員採用試験申込書請求」と朱書き、94円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定型）を必ず同封して請求してください。
大田市役所ホームページから印刷してご利用いただくこともできます。
- (2) 申し込みは、試験申込書（写真貼付）を自筆で記入の上、郵送又は持参で提出してください。
- (3) 受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）です。
- (4) 試験申込書受付後、受験者と調整の上、試験日を決定します。
- (5) 合格発表は、受験者全員に可否の結果を文書で通知します。
- (6) 採用日は原則1日付けとするとともに、採用月は相談の上で決定します。
- (7) 受験資格がないこと、試験申込書に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格を取り消します。また、免許及び資格を取得見込みの人で、その免許及び資格が取得できない場合は採用されません。
- (8) 令和6年4月1日現在における初任給（月額）は、次のとおりです。給料表の改定等により変更する場合があります。
【例】高校卒業（18歳）の場合 166,600円
短大・高専卒業（20歳）の場合 179,100円
大学卒業（22歳）の場合 196,200円
※職歴等がある人は、その経歴・職種・年数等に応じ、初任給を決定します。このほか扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

5. 申し込み先（問い合わせ先）

大田市役所 総務部人事課 〒694-8502 大田市大田町大田口1111番地
電話（0854）83-8014